

災害時等の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県及び山梨県において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災県歯科医師会独自では十分に被災者の応急措置、救護あるいは身元不明者の確認等が実施できない状況に至ったとき、被災県歯科医師会が、この協定を締結した他方の県歯科医師会（以下「応援県歯科医師会」という。）に応援を要請し、その措置業務を円滑に遂行するために必要な事項に関し協定を締結する。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律に規定する武力攻撃事態等及び緊急対処事態に準用する。

(連絡会議の設置)

第2条 協定を締結した各県歯科医師会は、災害の発生に備え、平常時から担当者を置き、必要に応じて連絡会議を開催する。

(応援の種別)

第3条 応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 緊急歯科医療

被災県歯科医師会、公益社団法人日本歯科医師会又は関係行政機関の要請を受け、緊急歯科医療のための機材及び薬品等の調達又は歯科医師等の派遣を行う。

(2) 身元不明者の確認

被災県歯科医師会又は警察庁の要請を受け、身元不明者確認作業のための歯科医師の派遣を行う。

(3) 歯科医師会会員に対する救援

被災県歯科医師会の要請を受け、被災した会員に対して、救援物資等の援助を行う。

(応援要請の手続き)

第4条 応援要請は、被災県歯科医師会会長又はその代理者が、公益社団法人日本歯科医師会又は関係行政機関を通して、又は直接応援県歯科医師会会長に対して応援要請を行う。

(実施細目)

第5条 応援県歯科医師会は、被災県歯科医師会、公益社団法人日本歯科医師会又は関係行政機関から応援要請があった場合、可能な範囲においてそれに応える。

2 応援に要した経費のうち第3条第3号に規定する歯科医師会会員に対する救援に要した経費は、原則として応援県歯科医師会の負担とする。

3 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、各県歯科医師会が協議して別に定める。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1ヶ月前までに各県歯科医師会から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

この協定の締結にあたり、協定書2通を作成し、各県歯科医師会会長が署名、捺印し、それぞれ1通ずつを保管する。

平成30年2月17日

一般社団法人長野県歯科医師会

会長

春日司

一般社団法人山梨県歯科医師会

会長

三森幹夫